

「ワイヤレススカッププレート」事件  
(知財高判令和5年12月21日 令和5年(行ケ)第10016号<sup>1</sup>)

概要

(1) 図面の記載に基づく訂正の可否が1つの争点となった事例。  
(2) 裁判所は、本件特許の図面には、本件訂正の根拠として十分な内容が図示されているとして、訂正は適法であると判断した(特許庁審決の判断を支持)。

対象特許(特許第6279803号<sup>2</sup>) 請求項12の下線部が本件訂正事項

【請求項1】

ワイヤレススカッププレートであって、上表面と下表面を有し、前記上表面は、少なくとも一つの凹槽を有し、且つ、前記凹槽の少なくとも一側は、電源收容孔を有し、及び、定位部が、少なくとも一側上に定義される底板と、前記凹槽に收容され、且つ、少なくとも一つの回路板を有するバックライトモジュールと、…(中略)…を含むことを特徴とする、前記ワイヤレススカッププレート。

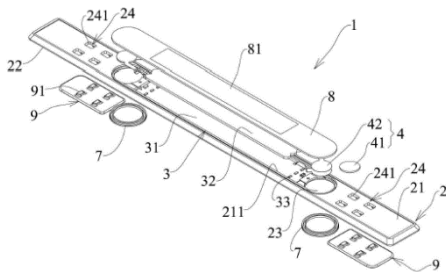
【請求項12】

前記凹槽の下表面は、前記底板本体の下表面よりも下方に突出しており、  
前記底板本体の下表面と前記凹槽の下表面間に高低差があることを特徴とする、請求項1から11のいずれか一項に記載のワイヤレススカッププレート。

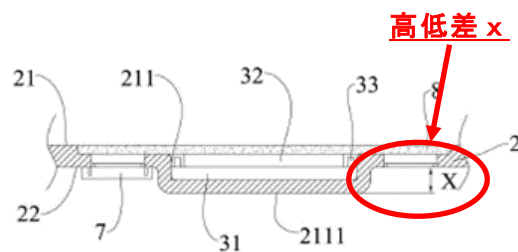
【0017】

…図5に示されるように、限られた空間内で、上述の構造配置を実現するため、底板2の本体の下表面22と凹槽211の下表面2111間に、高低差xがあり、…

【図1】



【図5】



1 ワイヤレススカッププレート、2 底板、211 凹槽、2111 底部の下表面、  
22 下表面、x 高低差

争点(訂正の可否)に関する当事者の主張

原告(無効審判請求人)	被告(特許権者)
<p>本件訂正は本件図5のみに依拠するものであるところ、願書に添付された図面は設計図面に要求されるような正確性をもって描かれているとは限らないから、図面の記載に基づく訂正は認められるべきではない。</p> <p>「前記凹槽の下表面は、前記底板本体の下表面よりも下方に突出しており」との不明瞭な記載を付加することは、新規事項を追加するものである。</p>	<p>図面の記載に基づく訂正は一般に認められている。</p> <p>本件訂正は、凹槽におけるバックライトモジュールが収納される箇所の下表面について特定するものと理解できる。</p> <p>本件明細書には高低差xの存在が明記され、本件図5において凹槽211の下表面2111が底板2の本体の下表面22よりも下方に突出していることが示されているから、高低差xが生じていると理解できる。</p>

<sup>1</sup> [https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei\\_jp/detail?id=6075](https://www.ip.courts.go.jp/app/hanrei_jp/detail?id=6075)

<sup>2</sup> <https://www.j-platpat.inpit.go.jp/c1801/PU/JP-6279803/15/ja>

### 裁判所の判断 (下線は筆者による)

本件訂正は、訂正前の請求項12の「前記底板本体の下表面と前記凹槽の下表面間に高低差があることを特徴とする」との事項に「前記凹槽の下表面は、前記底板本体の下表面よりも下方に突出しており」との事項を追加して特定することにより、「底板本体の下表面」と「凹槽の下表面」の位置(上下)関係を明瞭にするものである。

そして、本件図5…から、凹槽211の下表面2111は底板2の本体の下表面22よりも下方に突出していることが見て取れるから、上記訂正は、本件図5に記載した事項の範囲内においてしたものである。

…本件図5は、「底板本体の下表面」と「凹槽の下表面」の位置関係を理解するために必要な程度の正確さを備え、本件訂正の根拠として十分な内容が図示されているものである。

…訂正後の請求項12の「前記底板本体の下表面」と「前記凹槽の下表面」について、本件明細書【0017】の記載から、それぞれ本件図5の「底板2の本体の下表面22」と「凹槽211の下表面2111」を指していることが明らかである。

…「前記凹槽の下表面」は凹槽のバックライトモジュールが収容される箇所の下表面を指すものと解される。この解釈は、本件明細書【0017】に「一実施態様において、図5に示されるように、…底板2の本体の下表面22と凹槽211の下表面2111間に、高低差xがあり、凹槽211は、回路板31、導光板32を含むバックライトモジュール3を収容する。」「高低差xは、電源モジュール4を被覆する底カバー7(図5では一側だけが示されている)の厚さを許容するのに十分である。」と記載されていること、本件図5においてバックライトモジュールの構成要素である導光板32が位置する箇所が「2111」と示され、高低差の「x」も示されていることとも整合する。

### まとめ

特許法第126条5項は、「特許請求の範囲…の訂正は、願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図面…に記載した事項の範囲内においてしなければならない」と規定しており、「図面」の記載に基づく訂正は認められます。他方、「特許図面は、発明の技術内容を説明する便宜のために描かれる模式図であり、設計図面のように正確な寸法、割合、角度で描かれているとは限らない」という考え方も、古くから実務上定着しています。

本件において、「高低差」の存在は文言上も裏付けられており、その上で、「図5」は、「底板本体の下表面」と「凹槽の下表面」との位置(上下)関係を理解するための根拠として十分な内容を図示すると判断されました。図面の記載に基づいて補正ないし訂正を行う場合でも、できる限り、文言の裏付けを説明しておくことが望ましいといえます。

しかし、仮に、「高低差(x)は底板(2)の厚みよりも小さい」というように、具体的な寸法に関する限定事項を、何ら文言の裏付けなく図面の記載のみに基づいて明記するとすれば、新規事項の追加と判断される可能性もあります。

本件は、日本の裁判所における事例判断ですが、新規事項の判断基準は各国ごとに異なり、海外において日本よりも厳格に判断される場合もあります。グローバルに権利化を図る場合、この点にも留意しておく必要があります。出願時点で将来を全て予測することはできませんが、潜在的な限定要素については、可能な限り文言の裏付けが得られるように明細書を作成しておくことが望ましいといえます。

なお、本件においては、図面の記載が「新規事項」の問題として争点化されていますが、先行技術が特許文献である場合、模式図である特許図面から何か読み取れるか(引用発明の認定)という争点においても、同じような議論が生じることがあります。

**キーワード** 特許、訂正、新規事項の追加、機械・構造

[担当] 深見特許事務所 高橋 智洋

### [注記]

本レポートに含まれる情報は、一般的な参考情報であり、法的助言として使用されることを意図していません。知財案件に関しては、弁理士にご相談ください。